

## ＝ 指定校の変更を認める基準 ＝

美里町教育委員会

学校教育法施行令第8条及び美里町立小・中学校の通学区域に関する規則第3条のただし書きに規定されている通学区域外の学校への就学を、下記の場合に認める。

ただし、次の条件が満たされていることを前提とする。

- ①保護者が通学区域外の学校への就学を希望していること。
- ②保護者が通学の安全について責任を持つこと。
- ③児童生徒の通学が可能であること。

### 1. 通学区域外に転居したが、引き続き元の学校へ就学を希望する場合。

(1) 学期の途中で転居した場合、次の基準で元の学校への就学を認める。

- 1 学期 概ね学期の半ば以降の転居の場合、学期末までの就学。
- 2 学期 同上
- 3 学期 学期途中の転居ならば学期末（学年末）までの就学。

(2) 小学校第6学年・中学校第3学年に限り学年途中の転居ならば卒業までの就学を認める。

なお、1学期始業日を過ぎてからの転居は「学年途中」とみなす。

### 2. 通学区域外に転居予定で、転居先の学校に前もって就学を希望する場合。

概ね学期半ばまでに転居する予定ならば、その学期の初めから転居予定先の学校へ前もっての就学を認める。

### 3. 重要な学校行事に参加する場合。

転居した日の後に、美里町の学校で下記の学校行事が期間を置かずに行われる場合、その学校行事の終了まで元の学校への就学を認める。

- (1) 文化祭、運動会、体育大会等の重要な校内行事。
- (2) 遠足、修学旅行等の重要な校内行事。
- (3) 中間、学期末等の試験。
- (4) 夏期休業中の学校活動。

なお、夏期休業中の学校活動の場合、1-(1)に規定する学期途中の区域外就学から連続して認めることができるものとする。

#### 4. 一時的に住所が変わる場合。

災害、その他の事由による一時的な転居で、短期間で元の住所に戻る場合、その異動期間中は元の学校への就学を認める。

#### 5. 住民登録地の他に生活根拠地がある場合。

下記の事由により児童生徒の主たる生活が住民登録地とは別個に行われる場合、その主たる生活地の学校に就学を認める。

- (1) 保護者が日常生活している場所が住民登録地とは別個にあり、児童生徒の通学が、その日常生活の場所から行われる場合。
- (2) 保護者が仕事、その他の家庭的な事情で児童生徒の面倒がみられず、通学区の異なる住所の親族等の家で児童生徒が生活している場合。

#### 6. 住民登録地と居住地が異なる場合。

下記の事由による場合、実際の住所地の学校への就学を認める。

- (1) 住宅金融公庫等の融資の手続き上、実際に居住を開始する前に住民登録した場合。
- (2) 家庭内等の特別な事情により、実際に居住している住所に住民登録ができない場合。

#### 7. 児童生徒の教育上必要と美里町教育委員会が認めた場合。

- (1) 特別支援学級等への入級。
- (2) いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合。
- (3) その他、児童生徒の教育上必要と美里町教育委員会が認めた場合。

#### 附 則

この基準は平成7年10月25日より施行する。

この基準は平成24年2月1日より施行する。

この基準は令和2年3月1日より施行する。